

**霧島市公共施設管理計画  
第2期実施計画前期（案）**

**令和7年3月  
霧島市**



# 霧島市公共施設管理計画 第2期実施計画前期

## 目次

1. はじめに .....	1
1-1. 背景と目的 .....	1
1-2. 計画の位置付け .....	1
1-3. 計画期間 .....	2
1-4. 計画対象施設 .....	2
2. 公共施設を取り巻く現状 .....	5
2-1. 人口動態 .....	5
2-2. 公共建築物の状況 .....	6
2-3. 市民意向調査結果の概要と今後の取組 .....	7
3. 第1期実施計画後期の振返り .....	8
3-1. 施設保有量の見直し・適正化（総量縮減） .....	8
(1) 第1期実施計画後期の主な取組 .....	8
(2) 課題や留意事項等 .....	10
3-2. 長寿命化推進 .....	10
(1) 後期期間の主な取組 .....	10
(2) 課題・留意点 .....	11
3-3. 財源確保 .....	11
(1) 後期期間の主な取組 .....	11
(2) 課題・留意点 .....	12
3-4. 維持管理業務効率化 .....	13
(1) 後期期間の主な取組 .....	13
(2) 課題・留意点 .....	14
4. 第2期実施計画前期の取組方針 .....	15
4-1. 基本方針 .....	15
(1) 施設保有量の見直し・適正化（総量縮減） .....	16
(2) 長寿命化推進 .....	16
(3) 財源確保 .....	17
(4) 維持管理業務効率化 .....	18
(5) 更なる公共施設マネジメントの推進 .....	18
4-2. 施設分野別の方針 .....	20
4-3. 重点的に推進する取組 .....	26
【参考資料：市民意識調査結果】 .....	27
【参考資料：施設分野別の個別施設一覧】 .....	29

# 1. はじめに

## 1-1. 背景と目的

国は、高度成長期以降に集中的に整備された公共施設が、今後一斉に更新の時期を迎えることから、平成 25 年に「インフラ長寿命化基本計画」を策定するとともに、地方公共団体に対しても公共施設の維持管理・更新等を着実に推進するため、中長期的な「行動計画」や「個別施設計画」の策定を求め、平成 26 年 4 月には、「公共施設等総合管理計画」を速やかに策定するよう地方公共団体に要請しました。

本市の施設保有量は、人口規模が類似する他の地方公共団体と比べると突出して高く、今後、人口減少・少子高齢化の進行に伴い、社会保障費の増大や今後の税収の状況が不透明である中、施設の大規模改修や更新等に係る将来コストをどのように縮減していくかが大きな課題となっています。

このような中、本市では、合併直後から財政健全化に取り組んできており、その取組のひとつとして平成 23 年度から公共施設のあり方について検討を進め、健全財政の堅持と適切な公共サービスの提供を目的に平成 27 年 3 月に「霧島市公共施設管理計画」（以下「管理計画」という。）を策定しました。

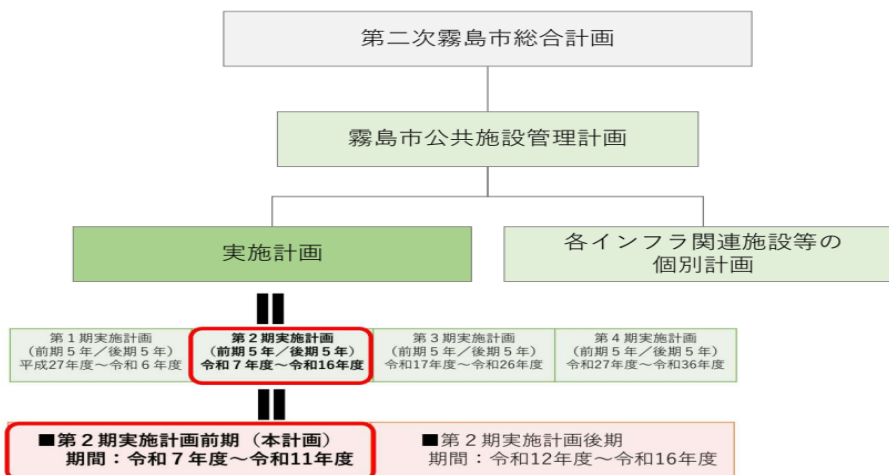
その後、管理計画で示した方針に基づく、具体的な方向性と取組を実施計画にまとめ、施設保有量の見直しや長寿命化の推進など、公共施設マネジメントに取り組んできたところであり、この度、第 1 期実施計画後期（令和 2 年度～令和 6 年度）の取組の成果・課題等を踏まえ、令和 7 年度からの 5 年間の取組方針等を「第 2 期実施計画前期」（以下「本計画」という。）として策定しました。

本市では、管理計画及び本計画に基づき、将来を担う子や孫の世代に過剰な負担をさせないため、住民の皆様との連携協力により、新たな公共施設のあり方や新たな機能（公共サービス）の創造の検討を行うなど、着実に公共施設マネジメントを推進してまいります。

## 1-2. 計画の位置付け

- ① 本計画は、管理計画に沿って策定する実施計画に位置付けるものです。
- ② 本計画は、計画期間内において、個別の施設のあり方等の協議・検討の進捗により改正します。

図表 1 第 2 期実施計画前期の位置付け（体系）



### 1-3. 計画期間

令和7年度からの10年間で第2期実施計画と位置付け、5年ごとに前期、後期と振り分けており、本計画は令和7年度から令和11年度までの計画期間とします。

### 1-4. 計画対象施設

管理計画に基づく、「公共建築物」を本計画の対象施設とします。

参考：霧島市公共施設管理計画（基本計画）の内容（一部抜粋）

#### (1) 施設保有量の見直し・適正化（総量縮減）

以下の2つの考え方を基本として、施設が保有する機能に着目し、将来にわたり維持すべき施設とそうでない施設の見極めを行うことで施設保有量の見直し・適正化を図ります。

- 必ずしも複数保有する必要のない機能・施設（市で一つあれば良い機能・施設など）を整理する。

地区ごとに保有する歴史民俗資料館や文化施設のホール機能、スポーツ・レクリエーション系施設など、必ずしも複数保有する必要のない機能・施設は適正配置の観点から整理する。

- 施設性能、利用の観点から課題を抱える施設を整理する。

老朽化、利用低迷、利用者の偏り等、施設性能や施設利用の観点から課題を抱える施設は整理する。近隣に類似機能を保有する施設がある場合は、いずれかの施設を廃止するなど機能重複を排除していく。

- ※ なお、保有量の見直し・適正化に当たっては、集約によって使用しなくなった施設等は原則として除却していきます。また、民間活力の導入が有効である場合には積極的に導入していきます。（売却・譲渡等）

機能や施設の集約に際しては、地区や地域に必要な機能はできる限り存続させることを目指し、維持すべき施設の空きスペースに他の機能を移転する等、施設の複合化・多機能化を推進することで施設の効率的な利用を図ります。

#### (2) 施設の維持補修に係る方針の見直し（長寿命化推進）

将来にわたって維持すべき施設の長寿命化を図っていきます。

予防保全は、原則、将来にわたり維持すべき施設のうち、特に建物の不具合や設備の故障等が発生したときに、市政の運営や市民の生活等に大きな影響を及ぼすと考えられる施設や建替や移転工事に伴う休業が困難な施設（行政系施設（庁舎、消防施設）、学校等）を対象とします。

長寿命化により目標とする耐用年数については、（一般財団法人）日本建築学会等の資料等を参考に、以下のとおり定めます。

また、庁内関係部署の適切な役割分担のもと、長寿命化を推進していきます。

図表2 長寿命化推進の方向性

施設の分類		主な用途	鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造の場合	木造の場合
維持すべき施設	予防保全をする施設 (建替・移転工事に伴う休業が困難な施設、不具合等が発生した時に市政の運営や市民の生活等に大きな影響を及ぼす施設)	行政系施設(庁舎、消防施設) 学校教育施設等	80年	60年
	上記以外の施設	市民文化系施設 社会教育施設 等		
維持しない施設		—	※建替や大規模修繕等はありません。利用者等に危険を及ぼすような不具合があった場合は直ちに利用を中止します。	

<標準的な長寿命化のサイクル(鉄筋コンクリート造の場合)>

※個別の建物の状況により判断

建築後30年経過で大規模改修⇒建築後55年経過で2回目の大規模改修

⇒建築後80年経過で建替

(3) 施設運営の見直し(財源確保)

施設運営の効率化を図るとともに、受益と負担の観点から使用料の適正化を図り、収支バランスの改善を目指します。

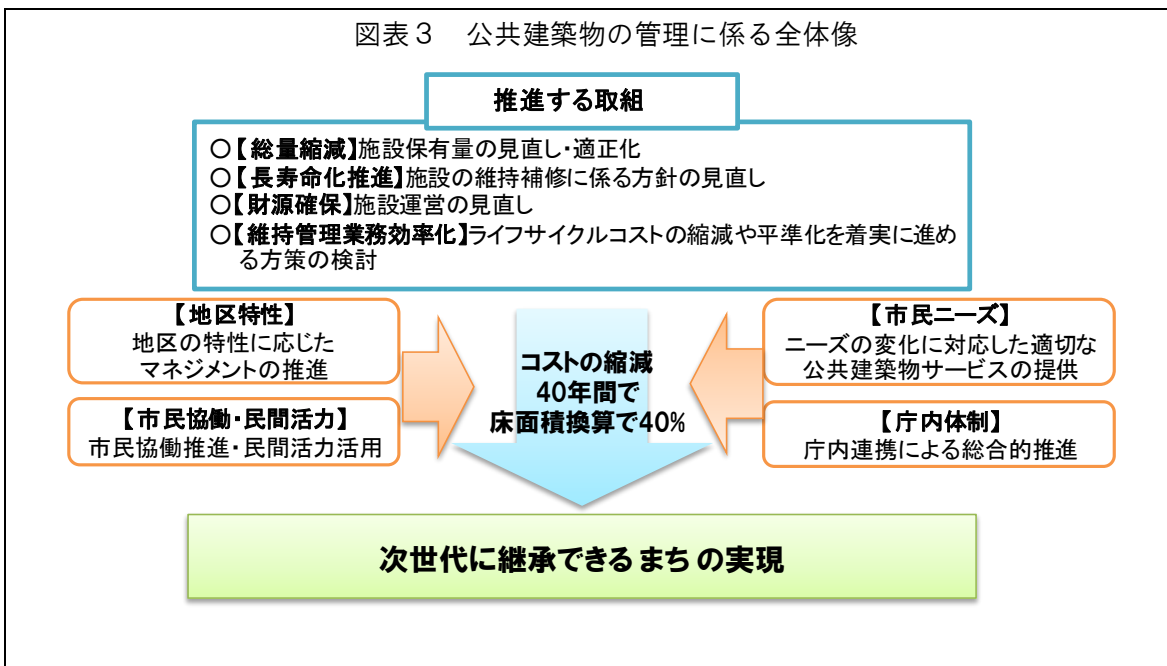
また、民間活力の導入を推進すること等により、財源の確保を図っていくことを目指します。(PPP、PFI、ネーミングライツ、民間貸付等)

(4) ライフサイクルコストの縮減や平準化を着実に進める方策の検討(維持管理業務効率化)

ライフサイクルコストの縮減や平準化を着実に進める方策として、民間活力を積極的に導入し、複数施設の同種維持管理業務を同一事業者に一括委託する方法、施設の運営管理や修繕・更新までを長期的かつ包括的に委託する手法等、維持管理業務の効率化に資する取組を推進します。

これらの推進に当たっては、財政負担の縮減や平準化の観点のみならず、円滑な施設運営も含めた総合的な観点から検討します。

図表3 公共建築物の管理に係る全体像

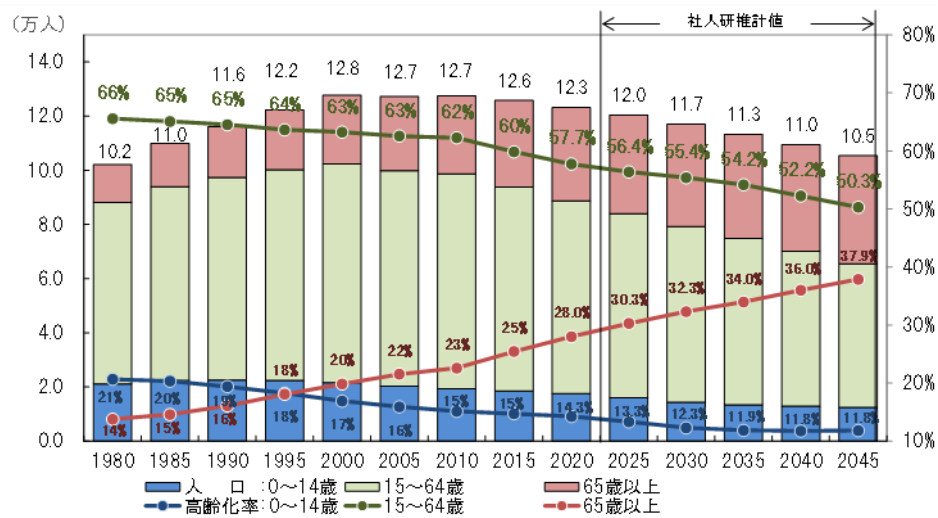


## 2. 公共施設を取り巻く現状

### 2-1. 人口動態

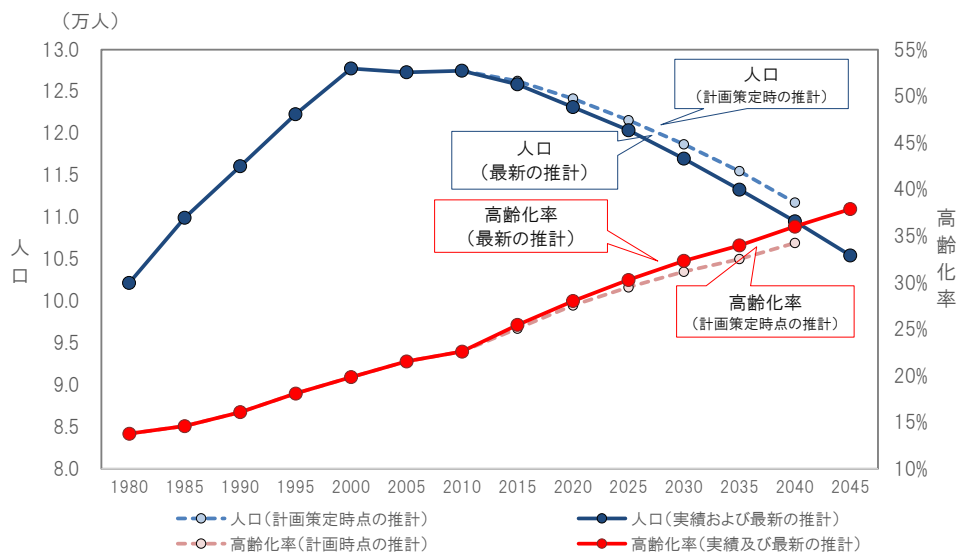
本市の人口は、2010年(平成22年)にかけてわずかながら増加していましたが、2015年(平成27年)からは減少に転じています。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2030年(令和12年)には11.7万人、2040年(令和22年)には11万人を下回ることが予測されています。

図表4 本市の人口の推計



出所) 2020年までは国勢調査。2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計値  
 ※構成比の合計は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならない場合がある

図表5 人口推計の管理計画時点と現時の比較



出所) 実線：2020年までは国勢調査。2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計値  
 破線：管理計画策定時点の推計値(2010年までは国勢調査。2015年以降は同推計値)

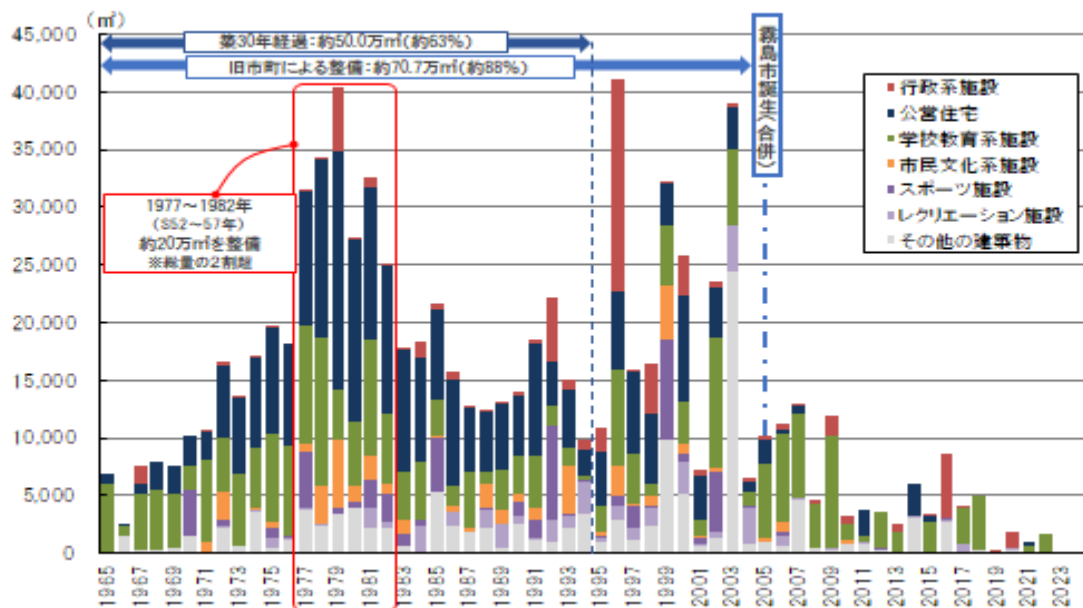


## 2-2. 公共建築物の状況

昭和40年以降の竣工年別の総延床面積の推移をみると、昭和40年代後半から50年代にかけて多くの施設が整備されており、特に昭和52年から昭和57年の6年間では公営住宅、学校教育施設を中心に約20万㎡（現有面積の4分の1相当）が整備されています。また、その後も、継続的に施設整備が進められてきました。

現在保有する総量約80.2万㎡のうち約70.7万㎡（全体の約88%）が合併以前に旧市町により整備された施設であり、そのうち約50.0万㎡（全体の約63%）は既に築30年が経過しており、大規模修繕や更新等への対応等が課題となっています。

図表6 整備年次別の用途別総延床面積



注) グラフは、管理計画策定後に除却等により縮減された延床面積は考慮していない

## 2-3. 市民意向調査結果の概要と今後の取組

本計画の策定に当たり、市民の公共施設の利用実態を把握するとともに、公共施設の維持管理に係る課題認識や公共施設マネジメントに係る取組への意向等を把握するため、市民 2,100 人を対象に市民意向調査を実施し、622 人の回答がありました。

主なポイントは「アンケート調査結果概要」に示すとおりであり、調査結果から以下の 3 点に留意し今後の取組を検討することが重要です。

- ・ 施設によって利用頻度は大きく異なり、その傾向は年代によっても大きく異なります。施設のあり方を検討するにあたっては、世代別の生活行動や活動等への配慮が重要です。
- ・ 公共施設が抱える課題に対する関心・理解は高まっている一方、本市が推進する公共施設マネジメントに係る認知度は必ずしも高いとは言えず、特に 30 歳代で低くなっています。公共施設マネジメントは地域の方々の協力なくしては推進できない取組であり、より一層の情報発信が重要です。中でも、若年層に対する訴求力を高めていく必要があります。
- ・ 今回の調査においても利用されていない施設の廃止や統廃合、民間事業者のノウハウ等を活かした施設整備や維持管理・運営、ネーミングライツなどの財源確保に係る取組等、本市が推進する取組の重要性は多くの方々が認識されています。

引き続き、その具体的な取組に向け検討を進めていくことが重要です。

### 【アンケート調査結果概要】

#### ○公共施設の利用実態（利用頻度）

- 施設分野別\*に市民の利用頻度を尋ねたところ、**物産館の利用頻度が最も高い**。
- **博物館や産業系施設の利用頻度は低く、8 割超が過去 1 年以上利用していない（利用経験なし含む）**と回答。
- **地区公民館等は 6 割以上が過去 1 年以上利用していない（利用経験なし含む）**と回答。利用頻度は 10 年前と比べ大きく低下。過去 1 年以上利用していない（利用経験なし含む）との回答は、**20 歳代以下では約 9 割、30 歳代では約 7 割、50 歳代及び 60 歳代でも約半数に及ぶ**。

#### ○公共施設の現状・課題（利用者数の減少や老朽化、改修等に伴う市財政への影響）への関心、霧島市公共施設管理計画の認知度

- 公共施設の現状・課題に対し約 6 割が「**関心がある**」と回答。5 年前に比べ増加。40 歳代から 60 歳代などで高い一方、30 歳代が低い。
- 管理計画について「**知っている**」のは 2 割程度。5 年前に比べ減少。

#### ○市が推進すべき施策に関する市民の意識

- 利用されていない施設の廃止や統廃合、売却・賃貸等の取組について、**約 9 割が前向きな回答**。
- 公共施設の老朽化に伴う維持管理・更新コストについて、「**市民全体で負担する**」ことに対し、**約 6 割が否定的**（5 年前と比べ否定的な回答が増）。「**施設の利用者が負担する**」ことには**約 7 割が肯定的**（5 年前と比べ肯定的な回答が増）。
- **官民連携による取組については、約 9 割が肯定的**（5 年前と比べ肯定的な回答が増）。

※各施設分野に位置付いている個別施設の内訳は 30 頁を参照

### 3. 第1期実施計画後期の振返り

公共施設マネジメントの更なる推進に向けた課題・留意点を整理するため、次のとおり、管理計画に掲げる4つの推進する取組（総量縮減、長寿命化推進、財源確保、維持管理業務効率化）ごとに第1期実施計画後期（令和2年度～令和6年度）の取組を振返り、課題・留意点を整理しました。

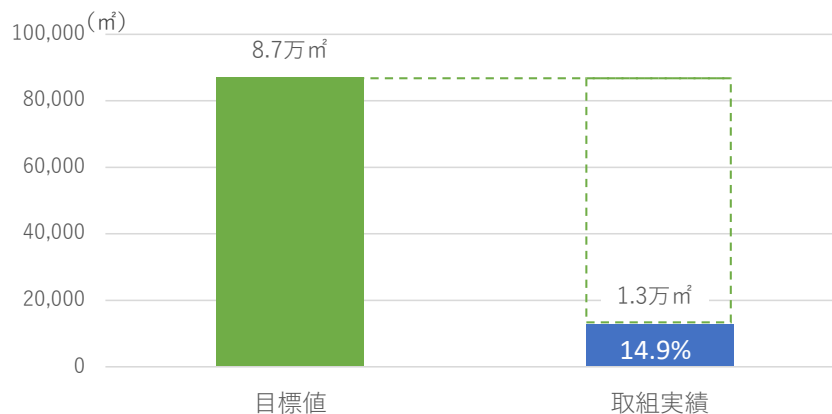
#### 3-1. 施設保有量の見直し・適正化（総量縮減）

##### (1) 第1期実施計画後期の主な取組

第1期実施計画後期期間（以下「後期期間」という。）は、第1期実施計画前期に続き、施設の除却や民間譲渡、施設の集約・複合化等に取り組み、公共施設の床面積約1.3万㎡を縮減しました。

この取組による効果を試算したところ、40年間で約59億円（約1.5億円/年）のコスト削減効果があったものの、管理計画で掲げた後期期間の削減目標8.7万㎡に対する達成率は14.9%に留まり、目標を大きく下回る削減量となりました。

図表7 後期期間における総量縮減の達成状況（目標値及び取組実績）



後期期間における主な取組内容は以下のとおりです。

##### ○除却や民間譲渡等の取組

公営住宅では、「霧島市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、廃止の方針を定めている公営住宅について、入居者の退去等が完了後、建物を除却するとともに跡地の売却を実施しました。

また、学校教育系施設では、「市教職員住宅のあり方に関する考え方」に基づき、民間のアパート等が充実している国分・隼人地区の校長・教頭住宅の廃止・売却を、保健・福祉施設、子育て支援施設では、「霧島市保健福祉施設等民営化実施計画」に基づき、養護老人ホーム、保育園の民営化を実施しました。

図表 8 除却や民間譲渡等の取組

施設分類	取組概要
公営住宅	「霧島市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、廃止の方針を出している公営住宅について、入居者の退去等が完了後、建物を除却するとともに跡地の売却を実施
学校教育系施設	「市教職員住宅のあり方に関する考え方」に基づき、民間のアパート等が充実している国分・隼人地区の校長・教頭住宅の廃止・売却を実施
保健・福祉施設 子育て支援施設	「霧島市保健福祉施設等民営化実施計画」に基づき、養護老人ホーム、保育園の民営化を実施

○施設の転用や集約・複合化等の取組

除却や民間譲渡に加え、既存施設を有効活用する取組も推進しました。

子育て支援施策の一環として、令和3年度には「国分ハイテク展望台」を「こども館」に、「上小川小学校の校長住宅」を「児童クラブ」に転用しました。

また、「牧之原老人憩いの家」と「福山分遣所」の機能を「福山公民館」に集約・複合化する取組や「霧島公民館」の機能を「霧島保健福祉センター」に移転する取組については令和6年度に供用を開始したところであり、いずれの取組も重点プロジェクトに位置付け、庁内横断的に推進しました。

なお、重点プロジェクトの一つである、「旧田中家別邸」や「旧福山幼稚園」等の活用による福山下場地域の活性化を図る取組については、令和元年に実施した住民ワークショップでの検討をもとに、地域住民との協働による取組の推進が期待されたものの、新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、これまで事業化には至りませんでした。引き続き、当施設を活用した地域活性化等に資する取組について、検討していくこととしています。

図表 9 施設の集約や複合化等の取組

現計画名 (プロジェクト名)	対象施設	取組成果
隣接する施設の機能の 集約・複合化	福山分遣所 福山公民館 牧之原老人憩いの家	施設の老朽化、機能の拡充等が課題となっていた、隣接する牧之原老人憩いの家と福山分遣所の機能を、福山公民館に集約・複合化
公民館機能移転に係る 再配置	霧島公民館 霧島保健福祉センター 霧島歴史民俗資料館 霧島弓道場 霧島総合支所	施設の耐震補強や老朽化等が課題となっていた霧島公民館の機能を、霧島保健福祉センターに移転

## (2) 課題や留意事項等

本市では、依然として多くの公共施設を保有していることから、以下に留意しながら、引き続き、施設保有量の見直し・適正化に向けた取組を推進していく必要があります。

### ○縮充による公共サービスの維持・充実

施設保有量の見直し・適正化の推進にあたっては、施設の除却や民間譲渡等による「縮減」のみを目標とするのではなく、例えば、類似機能を持つ複数の施設を集約する一方で機能や公共サービスの維持・充実に努めるなど「縮充」の考え方により、総量縮減と市民の利便性・満足度向上を図る取組を同時に実現する取組を検討していくことが求められます。

### ○廃止施設等の除却等の推進

除却等の推進にあたっては、廃止が決定し除却の方向性を示していても、財源の確保や市民、利用者等へ配慮を要する等の課題があり実施できない施設もあることから、引き続き、除却等に必要となる財源の確保や公共施設マネジメントに対する理解を深める取組が求められます。

### ○削減目標に対する考え方

管理計画では、「将来のコスト負担額を床面積換算で40%（32.9万㎡）とすることを目指す」としており、5年毎の取組の目安として期間削減目標を定めています<sup>1</sup>。

これは、本市の健全財政の堅持に対する強い問題意識を背景に、高い削減目標を掲げたものであり、本計画期間においても引き続き、目標の達成に向けた取組を推進していく必要があります。

一方で、管理計画の達成状況は総量縮減のみで評価されるものではなく、基本計画で示す4つの取組（総量縮減、長寿命化推進、財源確保、維持管理業務効率化）を総合的に推進することにより、健全財政の堅持と適切な公共サービスの両立を図ることが重要であり、そのためには前例にとらわれず、それぞれの課題に応じた手法を検討していくことが求められます。

## 3-2. 長寿命化推進

---

### (1) 後期期間の主な取組

#### ○個別施設計画の策定・推進等

スポーツ庁の「スポーツ施設のストック適正化ガイドライン」を参考に、「霧島市社会体育施設長寿命化計画」を令和6年3月に策定しました。同計画では、各施設の調査、経済性、利用状況、施設的环境面等の情報を整理し、65の社会体育施設を「機能保持」を行う施設

---

<sup>1</sup> この目標値は、持続可能な本市の財政を堅持するための目安となる値として設定しました。具体的には、平成25年度末時点の情報に基づき、一般に用いられている維持管理試算ソフトを用いて（同ソフトの試算条件に基づき）今後削減すべきコストを試算し、そのコストを床面積換算設定したものです。

と、「総量コントロール」を行う施設に仕分けており、同計画に基づく取組を推進していくこととしています。また、霧島市公営住宅等長寿命化計画や霧島市学校教育施設等長寿命化計画等の個別施設計画等に基づき、施設の長寿命化を推進しました。

#### ○施設カルテの活用

施設の運営状況やコスト情報等を個票としてまとめ、今後の施設のあり方等を検討する際の資料及び市民等への情報発信ツールとしての活用を目的に、これまで一部施設で作成していた施設カルテを全施設に拡大し、ホームページで公表を行いました。

### (2) 課題・留意点

将来にわたり維持していく方向性を示した施設については、計画的な保全による長寿命化を優先的に実施していく必要があるものの、一部施設を除き予防保全の推進方針が明確に示されていないのが実態です。

また、施設カルテについては、施設の見直しや補修等の優先順位を検討する資料として活用している自治体があるものの、本市においては技術面・体制面等の構築など解決すべき課題等もあり有効活用するところまで至っていないことから、引き続き検討が必要です。

## 3-3. 財源確保

---

### (1) 後期期間の主な取組

#### ○遊休資産等の売却・貸付

霧島市公有財産利活用ガイドライン等に基づき、公営住宅跡地や教職員住宅の売却を行いました。また、売却を促進するため、「普通財産（不動産）の売払い事務の取扱い要領」を策定し、予定価格の事前公表、随時（先着順）による売却手法を導入しました。さらに、令和6年度からは、市有地売却の媒介制度を導入するなど取組の促進を図りました。

このほか、牧園総合支所の移転新築に伴って旧牧園総合支所及び旧牧園保健センターの民間企業への貸付けを行い、施設の有効活用を図るとともに財源確保に結びました。

#### ○ネーミングライツ、広告収入

本市では、令和4年度にネーミングライツ・パートナー事業を開始し、これまで「霧島市民会館」「霧島市多目的ホール」「国分運動公園外」の3施設で導入が図られ、新たな財源の確保に結びました。

同じく、令和4年度に公用車への有料広告掲載事業を開始し、同年から全庁共用車9台に導入し財源確保を図りました。また、令和6年度からは建設部等が管理する車両で導入するなど全庁的な取組として推進しています。

図表 10 ネーミングライツ導入施設

国分ハウジングホール（霧島市民会館） 梶志田体育館（霧島市国分体育館）



○民間提案制度

民間事業者ならではの独創的な発想やアイデアを取り入れ、公共施設を有効活用することで、市民サービスの向上や新たな財源の確保、維持管理経費の削減等を図ることを目的として、令和4年度に新たに民間提案制度を創設しました。

同年、5つの施設と「2050年カーボンニュートラルに資するもの」、「効率的な施設管理に資するもの」の2つのテーマに基づき民間事業者からのアイデアを募り、結果として5つの提案を採用しました。

採用した5つの提案のうち、これまでに以下の2つの提案を事業化し、いずれも民間資金を活用して既存照明のLED化や、再生可能エネルギー設備等を整備したことで大幅なコスト削減が図られ、あわせて、省エネ（電気使用量の削減）及び温室効果ガス排出量の削減に繋がりました。

図表 11 民間提案制度に基づく事業（これまでに事業化されたもの）

事業名等	取組内容
公共施設照明のLED化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気使用量の多い施設を中心に、年次的に既存照明のLED化を実施</li> <li>・令和5年度は国分シビックセンター、令和6年度は小中学校等53施設の既存照明LED化を実施</li> </ul>
再生可能エネルギー設備等の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・溝辺総合支所、霧島総合支所に太陽光発電設備及び蓄電池を整備するとともに、既存照明のLED化を実施</li> </ul>

○その他

高圧電力受電設備を有する施設（約60施設）について、使用する電力を一括入札による方法で調達したことにより大幅な電気料金の削減を実現しました。

(2) 課題・留意点

○遊休資産等の売却・貸付の更なる推進

これまでの実績をみると、その多くは公営住宅跡地や教職員住宅であることから、本市が保有する他の遊休資産にも取組を拡大していくことが求められます。

また、普通財産であっても、民間事業者への貸付けや市が備蓄倉庫等で活用しているケースもあることから、遊休資産等に関する庁内横断的な情報共有を図る必要があります。

#### ○ネーミングライツ、広告掲載事業による財源確保

ネーミングライツについては、財源確保に繋がる有効な手段の一つであることから、引き続き、新たな施設への導入が求められます。

企業広告については、令和4年度に開始した公用車への広告掲載事業について、事業導入以降、同じ広告主と契約更新する状況が続いており、新たな広告主の掘り起こしが課題となっています。

また、庁舎等の新たな施設への広告掲載事業導入についての検討も求められます。

#### ○民間提案制度の有効活用

令和4年度に導入した民間提案制度については、これまで1回の公募を行い、提案の事業化によりコスト削減が図られるなど制度が有効に機能している一方で、推進体制等の課題もあり、新たな施設や新たなテーマでの公募に至っていません。また、公共施設が抱える課題解決に資する提案であっても、貸付料等の負担が提案実現への障壁となっているなどの課題もあります。

行政が解決すべき課題が広範かつ複雑化する中、官民連携により取り組む領域は拡大しつつあります。公共施設の有効活用や財源確保、維持管理経費の削減策等を検討する手段の一つとして民間提案制度を位置付けるとともに、継続的に機能していく仕組みを構築していくことが求められます。

#### ○電力調達手法の工夫によるコスト削減

高圧受電設備を有する施設について、複数施設の電力を一括入札により調達することで、大幅なコスト削減が図られてきたものの、電力の市場価格の高騰等を要因として新電力会社の事業撤退や倒産が相次ぎ、令和5年度以降は入札まで至っていません。

近年、先進自治体においてはESP方式<sup>2</sup>やオークション方式<sup>3</sup>など新たな調達手法の実績も増えていることから、今後も電力の安定供給と電力調達コスト低減の両立の実現に向けての取組が求められます。

### 3-4. 維持管理業務効率化

---

#### (1) 後期期間の主な取組

##### ○官民連携による維持管理の推進

公営住宅では、日々の修繕対応（修繕内容の検討や実施など）を市職員が行っており、的確な修繕を実施するためのノウハウや、その業務量（効率的推進）が課題となっていました。こ

---

<sup>2</sup> ESP（エネルギーサービスプロバイダー）方式：電力の調達・運用等を包括的に事業者が提案する方式

<sup>3</sup> オークション方式：電力供給事業者が価格を提案し、自治体等が最適な価格の電力を選定する方式



これらの課題を解決するため、令和2年度に指定管理者制度を導入し、指定管理者が配する専任スタッフが市内に常駐し、迅速かつ的確な修繕を行うことで、入居者の満足度向上と職員の負担軽減を図りました。

また、民間提案制度を活用し、「維持管理業務の効率化に資するもの」というテーマで公募を行い公共施設の包括管理委託に関する提案を採用し、その導入効果や課題等を整理しました。

## (2) 課題・留意点

公営住宅への指定管理者制度の導入等、官民連携による取組については、現在も利用者等へのアンケート調査を実施し、その内容について検証を行っており、効果的な推進に向けては、引き続き、成果・課題の両面から検証していくことが重要です。

また、民間提案制度により採用した公共施設の包括管理委託については、採用した事業者と協議を重ねてきたものの、施設の安全性向上や業務の効率化など、様々なメリットがある反面、新たにマネジメント費が発生するという課題等もあり、これまで、事業化には至っていません。

このほか、平成29年に施設点検マニュアルを策定し、施設所管課の担当職員による定期的な点検を行う仕組みを作っているものの、その実施にはばらつきがあるため、運用方法等の検証が必要です。

## 4. 第2期実施計画前期の取組方針

### 4-1. 基本方針

人口減少・少子高齢化の進行や財政の逼迫等、これまで以上に厳しい社会経済情勢が見込まれる中、これまでの5年間に推進してきた取組を継続しながら、以下に示す方針のもと、更なる公共施設マネジメントの取組を推進することで、公共施設が抱える課題に対応していきます。

図表 12 後期計画期間の取組の全体像

総量縮減	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 縮充策の検討・推進</li><li>・ 庁内横断的なワーキングの設置による取組推進</li><li>・ 除却等に係る財源確保の検討</li><li>・ 公共施設マネジメントに対する理解促進</li></ul>
長寿命化推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 修繕・更新時期の把握、予防保全方針の検討</li></ul>
財源確保	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 遊休資産の民間への貸付・売却の更なる推進</li><li>・ ネーミングライツ、企業広告の更なる活用</li><li>・ 民間のノウハウ・アイデアを活かした課題解決の推進</li><li>・ 電力調達に係る効果的手法の検討</li></ul>
維持管理業務効率化	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 包括管理委託等導入に係る調査・研究</li><li>・ 施設点検マニュアルを活用した点検作業に係る運用方法の検討</li></ul>
更なる公共施設マネジメントの推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 公共施設マネジメントに対する理解促進</li><li>・ 官民連携による取組の推進</li><li>・ 庁内横断的な議論を喚起する仕組みづくり</li><li>・ 重点プロジェクトの組成と新たな課題への対応</li></ul>

## (1) 施設保有量の見直し・適正化（総量縮減）

管理計画に掲げている令和7年度からの期間削減目標は7万㎡です。

前掲のとおり、管理計画では、本市の健全財政に対する強い問題意識を背景に、「将来のコスト負担額を床面積換算で40%（32.9万㎡）とすることを目指す」とし、5年毎の削減目標を定めています。本計画期間においてもその考え方は引き継ぐとともに、例えば、施設の稼働面積を減らすことで維持管理費（固定費）の削減を図るなど、前例にとらわれず多様な視点での検討を行いながら施設保有量の見直し・適正化に向けた取組を推進していきます。

施設保有量の見直し・適正化に関しては、主に以下の取組を推進します。

- 1) 縮充策の検討・推進
- 2) 庁内横断的なワーキングの設置による取組推進
- 3) 除却等に係る財源確保の検討
- 4) 公共施設マネジメントに対する理解促進

### 1) 縮充策の検討・推進

施設保有量の見直し・適正化の推進にあたっては、前掲の課題・留意事項に示した考え方に基づき、総量縮減と市民の利便性・満足度向上を図る取組を同時に実現する「縮充」の方向性を検討します。

また、検討にあたっては、地域住民や施設利用者等のニーズの把握に努めるとともに、組織横断的に推進すべき取組は、随時、重点プロジェクトとして位置付け、関係課が一体となって推進していきます。

### 2) 庁内横断的なワーキングの設置による取組推進

体育館やプールなど、複数の所管課が類似機能を有する施設を管理しており、それぞれの施設の現状・課題等を十分に把握できていないこともあることから、財産管理課が事務局となり、関係課等による情報共有・意見交換の機会を作り、施設保有量の見直し・適正化の可能性について議論を進めます。また、特に必要と判断した場合には、財産管理課が所管課に問題提起を行い、関係課が施設再編の方針や具体的な方向性を検討する場（ワーキング）を設置し、協議を進めます。

### 3) 除却等に係る財源確保の検討

既に利用されていない施設など、廃止が決定し除却の方向性を示していても、その財源が課題となり実施できない施設もあるため、補助金や地方債等の活用可能な財源がないか調査・研究を行うなど、多様な視点での方策を検討します。

### 4) 公共施設マネジメントに対する理解促進

ホームページや広報誌等を活用し積極的な情報発信を行うことで、市民や施設利用者等の公共施設マネジメントに対する理解促進を図ります。

## (2) 長寿命化推進

### 1) 修繕・更新時期の把握、予防保全方針の検討

計画的な修繕等により、財政支出の平準化と施設の長寿命化を実現するため、将来にわた

り維持していく方向性を示した施設については修繕・更新が必要な時期の把握に努めます。

また、特に大規模な施設等については、専門的な知見を有する事業者等の協力を得るなど、施設の規模や特性等に応じた予防保全の取組方針を検討します。

このほか、施設カルテを活用した取組については、引き続き、先進自治体の取組を調査・研究するなど本市における有効活用策を模索していきます。

### (3) 財源確保

- 1) 遊休資産の民間への売却・貸付の更なる推進
- 2) ネーミングライツ、企業広告の更なる活用
- 3) 民間のノウハウ・アイデアを活かした課題解決の推進
- 4) 電力調達に係る効果的手法の検討

#### 1) 遊休資産の民間への売却・貸付の更なる推進

使用されていない遊休資産については、霧島市公有財産利活用ガイドライン等に基づき、引き続き、積極的な売却・貸付を行います。

また、効果的に推進するため、以下の3つの取組を検討します。

##### ○情報の一元化・データベース化

企業等からの問い合わせに迅速かつ的確に対応するため、遊休資産に関する情報の一元化・データベース化を検討します。

##### ○民間提案制度の有効活用

積極的な情報発信に加え、民間提案制度の推進（拡充）を図り、地域や事業者のニーズ・提案を活かした活用策を模索していきます。

##### ○売却・貸付による財源確保の取組

施設所管課の積極的な取組を促すため、例えば遊休資産の売却・貸付による収入の一部を所管する施設の維持管理・運営等に活用できるようにするなど、有効な仕組みの構築を検討します。

#### 2) ネーミングライツ、企業広告の更なる活用

以下に示す取組を推進することで、引き続き、財源確保を図ります。

##### ○ネーミングライツ

取組を促進するため、企業側が自ら導入希望施設や希望命名権料を決めて応募できる施設提案型の導入を検討します。また、他自治体の取組も参考に、対象施設の拡大や企業側が参画しやすい仕組みについて検討します。

##### ○企業広告

広告掲載が可能な施設等の洗い出しを行うとともに、効果的な情報発信、営業活動を行います。また、他自治体の取組も参考に、財源確保に繋がる取組は積極的な導入を検討します。

#### 3) 民間のノウハウ・アイデアを活かした課題解決の推進

複雑化する政策課題に対応するため、民間提案制度を活用した事業提案等を積極的に募

るなど、民間活力を活用した課題の解決を図っていきます。

また、効果的に推進するため、以下の3つの取組を検討します。

#### ○民間事業者が提案しやすい環境の構築

市が対象施設やテーマを決めて公募する現行制度に加えて、民間事業者自らが自由に提案できる仕組みなど、より提案しやすい制度の構築を検討します。

#### ○民間提案に対する積極的な支援

公共施設マネジメントに貢献する提案であっても、貸付料等が課題となり協議が進まないケースもあることから、例えば、一部の自治体で導入されている、公共施設が抱える課題の解決や地域活性化等に繋がる提案については、当該公共施設を無償又は減額により貸し付けるなどの、積極的な支援策を検討します。

#### ○仕組みづくり（体制等）の検討

上記の「民間事業者が提案しやすい環境の構築」「民間提案に対する積極的な支援」等を継続的に推進するため、庁内の推進体制の構築について検討します。

### 4) 電力調達に係る効果的手法の検討

高圧受電施設に係る電力の調達については、電力の安定供給と電力調達コスト低減の両立を実現するため、ESP方式やオークション方式など、市にとって効果的な手法について、引き続き検討します。

## (4) 維持管理業務効率化

- 1) 包括管理委託等導入に係る調査・研究
- 2) 施設点検マニュアルを活用した点検作業に係る運用方法の検討

### 1) 包括管理委託等導入に係る調査・研究

本市では令和2年度から公営住宅に指定管理者制度を導入したことにより、迅速かつ的確な修繕の実施や業務の効率化等の多様な効果が現れています。

公共施設の包括管理委託についても、施設の安全性向上や業務の効率化による職員の負担軽減、修繕事務に要する時間（コスト）の削減など、その導入効果は大きいとして全国的に取組が広がっていることから、引き続き、導入の可能性について、調査・研究を行います。

### 2) 施設点検マニュアルを活用した点検作業の運用方法の検討

施設点検マニュアルに沿った職員による定期点検の進め方や、点検結果の活用方法等について、現行の仕組みの検証と改善の方向性等を検討します。

## (5) 更なる公共施設マネジメントの推進

上記(1)～(4)を効果的に推進するため、以下の点に留意しながら取組の推進を図ります。

- 1) 公共施設マネジメントに対する理解促進
- 2) 官民連携による取組の推進
- 3) 庁内横断的な議論を喚起する仕組みづくり

#### 4) 重点プロジェクトの組成と新たな課題への対応

##### 1) 公共施設マネジメントに対する理解促進

本計画の策定に当たり実施した市民意向調査によると、公共施設の現状や課題等に対する関心は高い一方、本市の取組に対する認知度は低い結果となっています。また、40歳代から60歳代に比べ、30歳代以下の世代では関心が低い傾向もみられています。

今後は、地域と行政が連携協力し公共施設や地域が抱える課題を解決していけるよう、公共施設マネジメントの意義・必要性等についての理解促進を図ります。そのために、ホームページや広報誌等の活用など様々な手段を駆使し、積極的に公共施設マネジメントの取組について周知していきます。

##### 2) 官民連携による取組の推進

民間提案制度や公営住宅への指定管理者制度導入等、本市においては民間事業者と連携し(官民連携により)公共施設や地域が抱える様々な課題の解決に取り組んでいます。また、その他の分野でも、観光・レクリエーション施設や体育施設等に指定管理者制度が導入されているなど、施設管理や事業運営に民間事業者のノウハウが活かされています。

本計画期間においても、引き続き、官・民が効果的に連携し、施設管理や事業運営、施設や地域が抱える課題の解決等に取り組んでいきます。

また、効果的に官民連携を推進するため、推進体制の構築についても検討していきます。

##### 3) 庁内横断的な議論を喚起する仕組みづくり

類似機能を有する施設を複数の所管課が管理しているケースなど、施設のあり方を検討するに当たり、庁内横断的に検討する必要がある取組については、関係課等がその課題を共有し、今後のあり方について意見交換する機会を、財産管理課が事務局となり設けます。

また、特に必要と判断した場合には、財産管理課が所管課に問題提起を行い、関係課による情報共有や意見交換のための場(ワーキング)を設置し、協議を進めます。

##### 4) 重点プロジェクトの組成と新たな課題への対応

地域や公共施設が抱える課題に対応していくためには、いずれも前例のない課題であることが多いことから、本市の公共施設マネジメント推進のモデルとなるような取組と判断した場合には、これを重点プロジェクトに位置付け検討を進めます。

その推進にあたっては、庁内横断的な体制を構築したり、また、行政のみでは解決できない課題を、地域住民や民間事業者等と力を合わせ、それぞれの役割を果たすことで解決する「協創による課題解決」を目指します。

こうした、具体的方策を立案し実践する取組を通じ、職員の知見・ノウハウを蓄積することで今後生じる新たな課題等への対応力を養い、更なる公共施設マネジメントの推進を図ります。

## 4-2. 施設分野別の方針

施設分類別の大・中分類別の取組方針に基づき、今後の施設のあり方を検討します。

### ○大分類：行政系施設

対象分野	取組方針
<b>中分類：庁舎</b> ・本庁及び各総合支所	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ それぞれの施設の抱えている課題は建物の状態や立地状況、地域の特性などにより違うため、地域のまちづくりと併せて施設のあり方について検討する。</li> <li>➤ 国分シビックセンターは、行政棟や議会棟、複合施設棟から構成されており、別館建設時に最新の建築基準法に適合するよう、特定天井の耐震化工事、エレベーターの改修工事などは行ったものの、当初の建築から27年以上が経過し、老朽化が顕著なことから、行政棟本庁舎や機械棟などの外壁改修等の修繕等を実施した。今後、様々な設備の大規模改修を含め、計画的な修繕や改修を検討しなければならない。 また、行政棟別館は建築後10年経過する令和9年を目途に改修の必要性を検討する。</li> <li>➤ 溝辺総合支所においては、庁舎が全体的に老朽化しており、特に庁舎屋上の劣化が顕著であり、防水工事等を行うなど、計画的な修繕が必要である。</li> <li>➤ 霧島総合支所においては、庁舎が全体的に老朽化しており、特にエレベーターなどの設備について、計画的に更新する必要がある。また、庁舎2・3階の空き部屋の活用方法について、引き続き検討する必要がある。</li> <li>➤ 福山市民サービスセンターについては、施設の統廃合も含め、今後のあり方について検討する。</li> </ul>
<b>中分類：消防施設</b> ・消防団詰所	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 消防団詰所は、消防車両や資機材の収納場所であり災害・警戒時等の消防団員の活動拠点施設である。施設・設備の機能を維持していくことが望ましいが、人口減少等による分団・部の統廃合や再編など、組織の見直し等を行い、消防団詰所としての機能が維持できるよう適切な配置について検討する。</li> </ul>
<b>中分類：消防署・分遣所</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 消防署所は災害に対する警防活動の拠点であり、十分な施設・設備の機能を備えることが望ましいものの、人口減少や各署所の老朽化等も考慮する必要がある。このようなことから、将来にわたって必要な消防行政サービスを維持できるように、複合施設化や効率的かつ効果的な施設・設備の配置について検討する。</li> </ul>

## ○大分類：市民文化系施設

対象施設	取組方針
<p><b>中分類：集会施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各地区公民館</li> <li>・各地区集会施設</li> <li>・各地区コミュニティセンター</li> <li>・各地区共同利用施設</li> <li>・隼人人権啓発センター</li> <li>・ウェルビーイングセンター</li> <li>・丸岡会館</li> <li>・国分地区の生活改善センター</li> <li>・溝辺竹子集会センター</li> <li>・基幹集落センター等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 地区公民館や集会施設等、同じような利活用が行われている施設が多いことから、どの範囲にどれくらいの規模の施設等が必要か判断し、現存する建物の建設年度や老朽化の程度などの状況を見極めながら、今後の施設のあり方や所管の集約について検討する。</li> <li>▶ 多くの施設が災害時の避難所に指定されていることから、避難所としての機能向上を検討するとともに、地域管理へ移管可能な施設については、譲渡を検討する。</li> <li>▶ 霧島市隼人人権啓発センターは、社会福祉法で定められた社会福祉施設であり、地域社会と密接に関わりがある。また、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けた啓発活動を目的とした施設であることから、民間サービスには適せず、引き続き公共サービスの提供を継続する。</li> <li>▶ 霧島市ウェルビーイングセンター（旧働く女性の家）は、勤労女性や性別に関係なく、男女共同参画の視点も踏まえながら利用促進を図っていくこととして、名称を見直した施設である。今後は、勤労者のみならず、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）をコンセプトとして、運営面の更なる充実を図るために指定管理者制度の導入を検討しながら、引き続きサービスの提供を維持する。</li> </ul>
<p><b>中分類：文化施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民会館</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 市民会館は、本市の芸術文化の拠点として重要な役割を果たしているものの、大規模改修から25年が経過し、老朽化が進行している。そのため、令和7年度から8年度にかけて大規模改修を計画しており、今後も市民の方々が安全かつ快適に利用できる施設として維持していく。</li> </ul>

## ○大分類：社会教育系施設

対象施設	取組方針
<p><b>中分類：博物館等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・郷土館</li> <li>・歴史民俗資料館</li> <li>・メディアセンター 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 郷土館は、市民や観光客に霧島市の歴史・文化財を一体的に紹介できるよう集約を行い、それに伴い閉館した施設については、用途変更や民間譲渡などを検討する。</li> <li>▶ メディアセンターは国分シビックセンター内に設置されているため、国分シビックセンター全体の管理や改修計画を踏まえた上で、利用者のニーズに合った施設・設備の改修の必要性について検討する。</li> </ul>



対象施設	取組方針
<b>中分類：図書館</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 国分図書館は国分シビックセンター内に設置されているため、国分シビックセンター全体の管理や改修計画を踏まえた上で、利用者のニーズに合った施設・設備の改修の必要性について検討する。</li> <li>➤ 隼人図書館は、建築から33年が経過し老朽化が進行しているほか、エレベーターが設置されていないなど、バリアフリー設備が不足しており、改修については、国分図書館を含めた図書館・図書室のあり方とともに検討する。</li> </ul>

### ○大分類：スポーツ・レクリエーション系施設

対象施設	取組方針
<b>中分類：スポーツ施設</b> ・地区体育館 ・グラウンド ・プール ・まきばドーム 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 同じような機能を持った施設があることから、特に「霧島市社会体育施設長寿命化計画」（令和6年3月策定）の中で、総量コントロールを行うとして位置付けた施設については、施設の集約化や用途転用、廃止などについて検討する。</li> <li>➤ 機能保持を行うとして位置付けた施設については、老朽化やそれに伴う維持管理費の増加に対応できるよう、施設ごとにあり方を検討する。</li> <li>➤ 維持管理に必要な経費の財源を確保するために、引き続きネーミングライツ等の取組を進める。</li> <li>➤ 廃止が決定している霧島弓道場については、隣接する旧霧島公民館等のあり方と併せて一体的に検討する。</li> </ul>
<b>中分類：レクリエーション施設・観光施設</b> ・関平温泉 ・各温泉センター ・黒石岳森林公園 ・いきいき国分交流センター ・サン・あもり ・温泉市場 ・城山公園 ・丸岡公園 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 指定管理を行っている施設で、譲渡可能な施設については、期間更新のタイミングに合わせて民間への譲渡を検討する。</li> <li>➤ 観光施設は、老朽化により維持管理費用が増加傾向にあるものの、それぞれの施設に特色があり、他に類似の施設はないため、今後も施設利用者の利便性の向上を図りながら、適切な維持管理及び運営を行い、サービスの提供を維持する。</li> <li>➤ 関平温泉や浜之市ふれあいセンターなどの温泉施設については、老朽化に伴う大規模改修を含め、譲渡の可能性について検討する。</li> <li>➤ 丸岡公園及び城山公園はレクリエーション施設・観光施設として、他に類似する施設はないことから、国の補助事業等を活用して必要な改修を行う等、今後も施設利用者の利便性の向上を図りながらその機能を維持していく。</li> </ul>
<b>中分類：保養施設</b> ・霧島高原国民休養地	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 霧島高原国民休養地の宿泊施設（コテージ）のように、施設内に複数ある類似の建物については、稼働率等を検証しながら、集約化（廃止）を検討する。</li> </ul>

○大分類：子育て支援施設

対象施設	取組方針
<b>中分類：幼稚園・保育園・こども園</b> ・ 保育園 ・ 幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 公立3園、牧園・中津川・横川保育園はいずれも入所者が20人前後で推移していることから将来的な保育必要児童数などを勘案の上、3園の統廃合や集約化などについて検討する。</li> <li>➤ 幼稚園は教育ニーズに応じて、その方向性を検討する。</li> </ul>
<b>中分類：幼児・児童施設</b> ・ 児童クラブ ・ こどもセンター ・ こども館	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ こどもセンターや児童クラブについては子育てや児童の健全育成を図り、保護者が安心して働ける環境づくりを推進する上で必要な施設であることから、必要な修繕等を行い、今後もその機能を維持していく。</li> <li>➤ こども館はレストランも含めた指定管理者制度導入を視野に、コスト削減やより魅力的な施設の運営に努める。一方でベースとなる建物は築30年以上が経過し老朽化が進んでいるものの、子育て世代が親子で楽しめる施設として他に類似する施設はないことから今後も、施設の状況、修繕の優先順位等を考慮した上で改修等を行い、適切な施設管理に努める。</li> </ul>

○大分類：保健・福祉施設

対象施設	取組方針
<b>中分類：保健施設</b> ・ 保健センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 「(仮称)霧島市総合保健センター」の建設に伴い、国分保健センター及びこども発達サポートセンターは除却し、駐車場として整備する。また、すこやか保健センターについては、引き続き、今後のあり方を検討する。</li> <li>➤ 横川保健センターについては、当面の間、健(検)診や子育てサロンの会場として使用するが、引き続き、今後のあり方を検討する。</li> </ul>
<b>中分類：その他社会福祉施設</b> ・ 総合福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 総合福祉センターは、高齢者及び身体障害者等に対して、健康の増進、教養の向上及び福祉の増進を目的とした交流、レクリエーション並びに研修、集会の場として設置している。一方で、建物は老朽化が進んでおり、各種設備等の不具合が増加しているものの、他に類似の施設はないこと等から、施設の状況等を考慮した上で修繕等を行い、適切な施設管理に努める。</li> </ul>
<b>中分類：障害福祉施設</b> ・ 障害者福祉作業所 ・ 障害者福祉体育館	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 障がい者の福祉作業所は、民間でのサービスが充実してきていることから、建物の損耗及び耐用年数を勘案した上で有償での貸付・譲渡等を検討していく必要がある。ただし、国分障害者福祉作業所については、令和8年度まで施設の改修を行っているため、改修終了後に施設のあり方を検討する。</li> <li>➤ また、国分障害者福祉作業所、障害者福祉作業所わかば及び</li> </ul>

対象施設	取組方針
	<p>単人障害者福祉作業所については、令和6年度～10年度の間に指定管理を行っており、この間、耐えるものと判断し指定管理している経緯から、次回更新前に有償での貸付・譲渡等を含め検討していく必要がある。</p> <p>➤ 障害者体育館は、障がい者の外出機会の創出を側面から支え、体力づくりやレクリエーション参加の貴重な機会となっており、他に類似の施設はないこと等から、必要な修繕等を行い、適切な施設管理に努める。</p>

### ○大分類：産業系施設

対象施設	取組方針
<p><b>中分類：産業系施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農産物加工施設</li> <li>・ 農産物直売所</li> <li>・ 畜産審査場</li> <li>・ 関平鉱泉販売所等</li> </ul>	<p>➤ 産業系施設では、同じような機能を持った施設があり、いずれも経年劣化に伴う修繕等、施設の機能を維持するためのコストが増加傾向にあることから、各施設の利用状況等を考慮しながら統廃合や集約化などについて検討する。</p> <p>➤ 各種施設においては、高齢化等により利用者が減少する可能性があることから、各施設の利用圏内における同様の機能を持った施設数も参考にしながら統廃合や集約化、譲渡を検討する。</p> <p>➤ 関平鉱泉販売所は、比較的建物、設備ともに新しいものの、近年、製造数量の増加に伴い設備の稼働時間も増え、各装置の不具合も生じていることから、必要な修繕等を行い、適切な施設管理に努める。</p>

### ○大分類：公営住宅

対象施設	取組方針
<p><b>中分類：公営住宅</b></p>	<p>➤ 霧島市公営住宅等長寿命化計画に沿って、長期的な視点に立った市営住宅の需要、財政事情等を考慮しつつ、建替えや、計画的な修繕、改善により長寿命化を図るもの、また、他団地と統合して建替えるものや除却するものなどの判別を行い、市営住宅の適正な管理を行う。</p>

### ○大分類：公園

対象施設	取組方針
<p><b>中分類：公園</b></p>	<p>➤ 利用者が地域に限定される施設は、地域と合意形成を図りながら譲渡を検討する。</p> <p>➤ 都市公園や普通公園等における建物については、それぞれ利用者にとって必要な施設であるため、利用状況を考慮しながら適切な管理を行い、その機能は維持する。また、老朽化が激しく、著しく利用度の低いものは廃止等の検討も行う。</p>

○大分類：学校教育系施設

対象施設	取組方針
<p><b>中分類：学校</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 小・中学校については建設後の経過年数や、建物の老朽化の度合いに応じて、必要な改修等を行い、施設の長寿命化を図る。</li> <li>➤ 学校給食調理場は、老朽化する施設設備や厨房機器等の更新を行い、安全・安心な給食提供環境を維持する。</li> <li>➤ 国分中央高等学校は、施設の老朽化が著しく、不具合の生じた施設・設備について安全面を考慮しながら修繕箇所を検討し、実施している状況である。施設の改修については、「霧島市学校施設長寿命化計画」の見直しに合わせて検討する。</li> </ul>
<p><b>中分類：その他教育施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員住宅</li> <li>・学校給食センター</li> <li>・小畑農場</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 教職員住宅は、近隣に民間住宅や住み替え可能な市営住宅等が確保できない場合は引き続き維持・管理を継続し、確保可能な場合は年次的に民間譲渡、他用途での再利用、除却を進める。</li> <li>➤ 国分中央高等学校の小畑農場は、各分野における生産や農業経営に関する知識や技術等を習得するための教育施設であり、この内、実習棟2棟は築年数が50年を超え、施設の老朽化が著しいことから、園芸工学科の学習内容の方向性を見ながら、農場の規模、場所等を検討する。</li> <li>➤ 学校給食センターのうちウェット式の調理場は、衛生管理の観点からドライ式の調理場への移行を進めるとともに、ドライ式の調理場は、当面維持する施設として計画的な修繕を行いながら、適切な施設管理に努める。</li> </ul>

○大分類：供給処理施設

対象施設	取組方針
<p><b>中分類：供給処理施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃センター</li> <li>・し尿処理場</li> <li>・排水機場等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 供給処理施設は、市民生活の中で排出されるごみやし尿等などの一般廃棄物を適正に処理し、衛生的な生活に寄与するために必要な施設である。そのため、設備等の点検・整備を行い、設備更新や建替え等が必要な場合には、計画的に実施し、その機能を維持する。</li> <li>➤ 類似した機能を持つ施設と集約、統合できないか検討を行う。また、民間の施設等を利活用することで、施設の廃止、規模縮小やコスト低減に繋がらないか検討する。</li> <li>➤ (仮称)霧島市クリーンセンターの供用開始に伴い、既存の敷根清掃センターは、時期をみて解体の予定。なお、解体時期については、跡地活用の検討等を踏まえ判断する。</li> <li>➤ 霧島市一般廃棄物管理型最終処分場の埋立終了(令和11年6月予定)に伴い、施設の今後のあり方を検討する。</li> </ul>

### 4-3. 重点的に推進する取組

公共施設マネジメントの推進に当たり、新たに生じた課題、庁内横断的な検討が求められる課題等、本市の公共施設マネジメントを前進させるため、本計画期間内に実施することが期待される取組を「重点プロジェクト」として位置付け、これを推進します。

その推進にあたっては、必要に応じ、庁内横断的な体制を構築したり、民間事業者や地域住民等と連携協力したりすることで、諸課題に対応していきます。

こうした取組に関係課が主体的に取り組むことで、職員の公共施設等に係る諸課題への対応力を養い、更なる公共施設マネジメントの推進を図ります。

本計画策定時点では以下の2つの取組を重点プロジェクトとします。

図表 13 重点プロジェクト概要

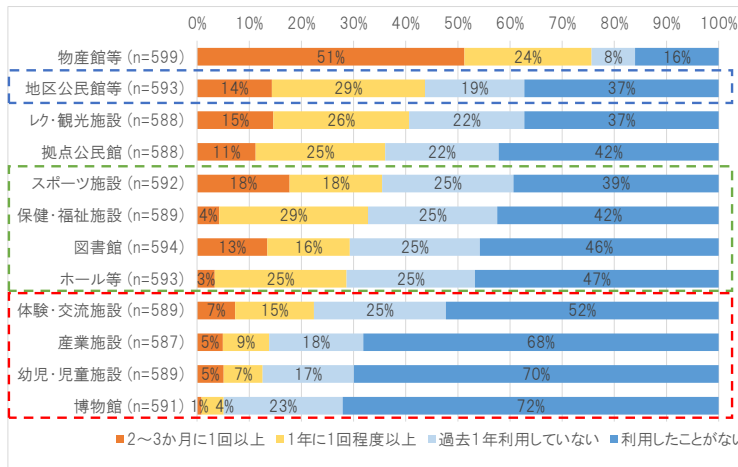
プロジェクト名称（仮称）	主要施設等	概要
地域との協働による施設活用方策の検討	旧田中家別邸 旧福山幼稚園 福山公民館分館	人口減少・少子高齢化が進行する福山下場地域が直面する課題を地域住民等と共有し、その上で、福山下場地域を代表する旧田中家別邸や旧福山幼稚園、福山公民館分館等のあり方や有効活用方策等を、地域住民と一緒に検討し、実行します。
庁内横断的なワーキングの設置による方向性の検討	加工施設や体育館・プール等	類似機能を有する施設を複数の所管課が管理しているケースがあり、一つの課だけで解決できない課題もあることから、各施設の利用状況等を考慮しながら統廃合や集約化など、今後の施設のあり方について庁内横断的に検討を進めます。

注) ワーキング等を通じ、必要と判断された取組は、随時、重点プロジェクトと位置付け、必要な体制を構築し推進する。

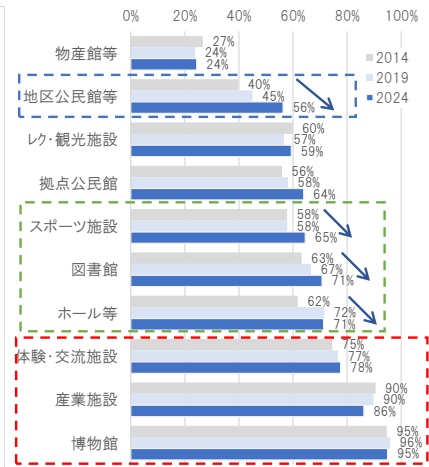
【参考資料：市民意識調査結果】

○公共施設の利用実態（利用頻度）

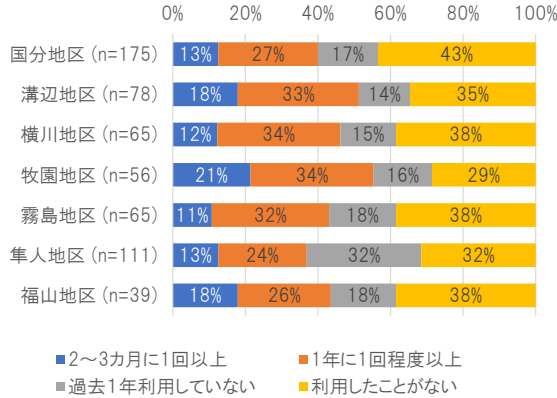
公共施設の利用頻度



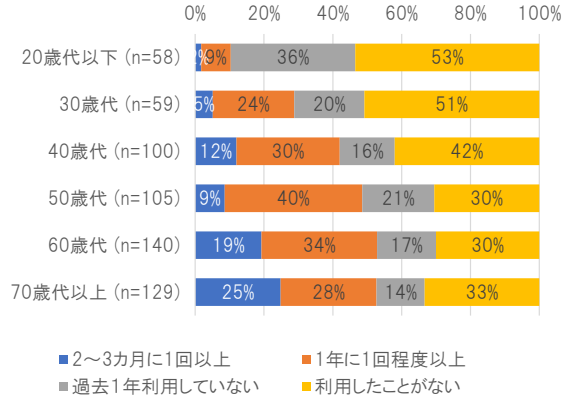
過去1年以上利用していない人の割合



地区別



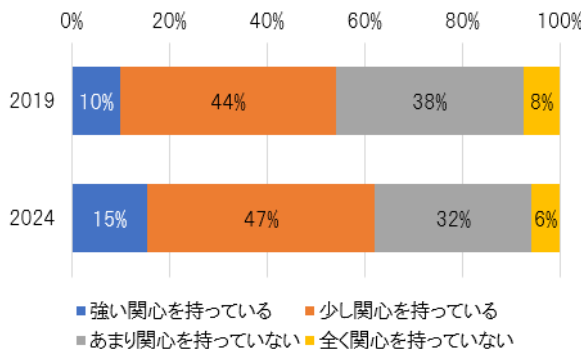
年代別



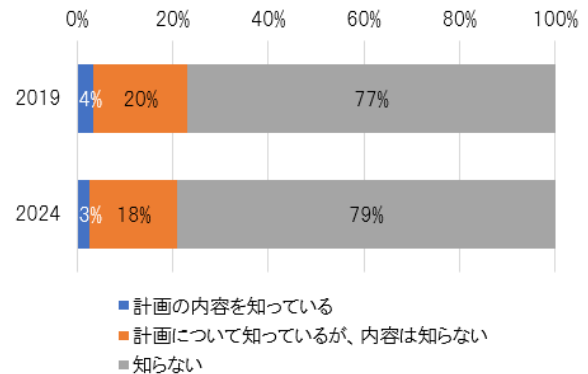
※「設問：あなたは過去1年間にどのくらい霧島市の公共施設を利用しましたか」に対する回答

○公共施設の現状・課題（利用者数の減少や老朽化、改修等に伴う市財政への影響）への関心、霧島市公共施設管理計画の認知度

公共施設の現状・課題への関心



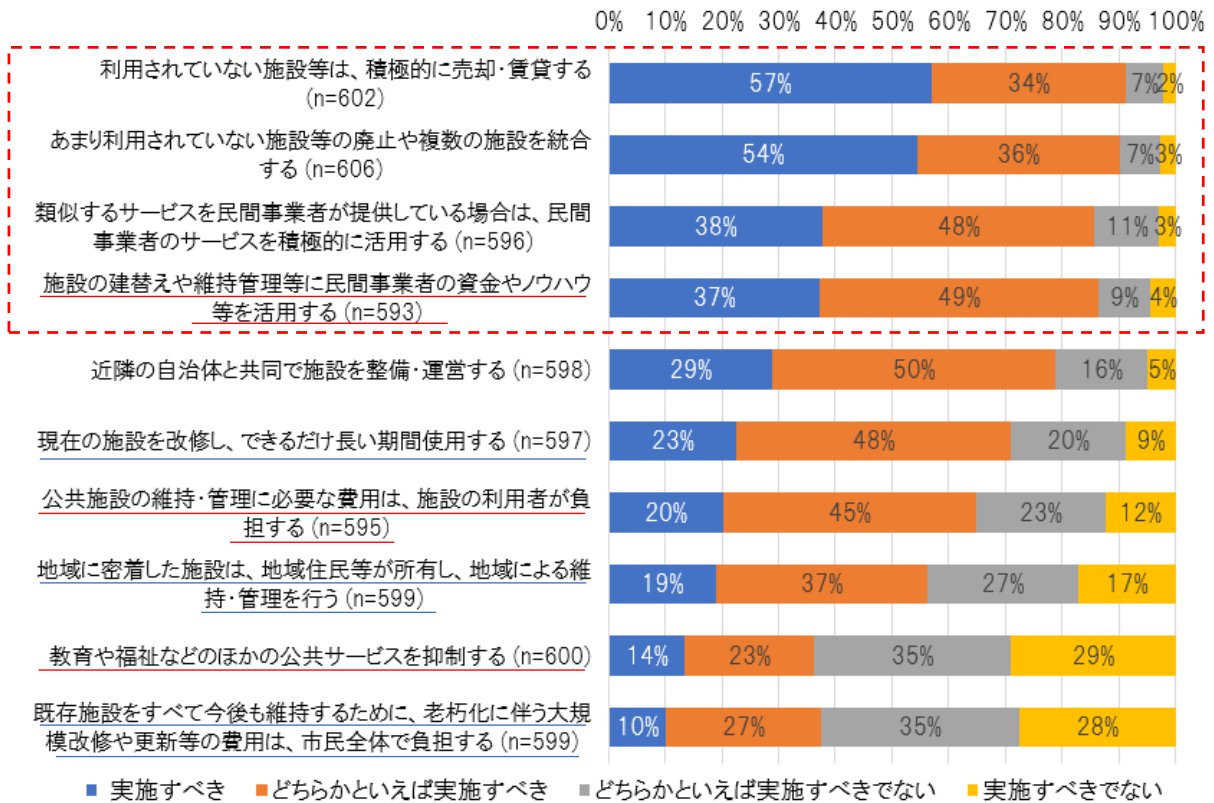
霧島市における取組（計画）の認知度



※公共施設の現状・課題への関心：「設問：あなたは、本市の公共施設の現状や課題（利用者数の減少や老朽化、改修・建替等による市財政への影響等）について、どのくらい関心をお持ちですか」に対する回答

※霧島市における取組（計画）の認知度：「設問：本市では、健全な財政を堅持するとともに、地域にとって必要な公共施設を維持していくことを目的として、平成27年3月に「霧島市公共施設管理計画」を策定しています。あなたは、このことをご存知でしたか」に対する回答

### ○市が推進すべき施策に関する市民の意識



※「設問：今後、将来にわたり、公共施設において地域に必要な行政サービスを安定的に提供し続けるため、市はどのような取組を推進すべきと思いますか。それぞれについて、「①実施すべき」、「②どちらかといえば実施すべき」、「③どちらかといえば実施すべきでない」、「④実施すべきでない」の中から、あなたのお考えにもっとも近いものを1つ選び番号に○をつけてください。」に対する回答

【参考資料：施設分野別の個別施設一覧】

施設分野名	主な施設名
(1)拠点公民館	国分公民館(国分シビックセンター内)、溝辺公民館、横川公民館、霧島公民館(旧霧島保健福祉センター)、隼人公民館、福山公民館
(2)地区公民館等	自治公民館が使用している施設で、正式名称は公民館でないものも含む。 (例：国分新町生活改善センター、溝辺崎森地区公民館、正牟田活性化センター、宮内地区公民館、永水地区公民館 など)
(3)図書館	国分図書館・メディアセンター(国分シビックセンター内)、溝辺図書室、横川図書室、牧園図書室、霧島図書室、隼人図書館、福山図書室
(4)博物館	国分郷土館、横川郷土館、隼人塚史跡館、霧島歴史民俗資料館、隼人歴史民俗資料館、旧田中家別邸
(5)ホール等	国分ハウジングホール(霧島市民会館)、溝辺公民館(大ホール)、隼人農村環境改善センター、国分ハウジングシビックホール(霧島市多目的ホール) など
(6)スポーツ施設	※下記施設または同施設に設置されている体育館、競技場、プールなど 福山黒酢桝志田パーク(国分運動公園)、桝志田武道館(国分武道館)、桝志田泉健康プール(国分総合プール)、春山緑地公園、国分海浜公園、上床公園、横川運動公園、牧園みやまの森運動公園、霧島緑の村、隼人運動施設、松永運動施設、まきのはら運動公園 など
(7)レクリエーション・観光施設	国分キャンプ場、黒石岳森林公園、丸岡バンガロー、霧島高原国民休養地、霧島緑の村、城山公園、丸岡公園、霧島神話の里公園、霧島温泉市場、霧島市観光案内所、塩浸温泉龍馬公園、日当山西郷どん村 など
(8)体験・交流施設	いきいき国分交流センター、ウェルビーイングセンター(旧働く女性の家)、溝辺コミュニティセンター、横川農業交流センター、山ヶ野ふれあい交流館、牧園農村活性化センター、霧島高原乗馬クラブ、サン・あもり、浜之市ふれあいセンター、福山活性化センター、各温泉センター など
(9)物産館等	国分じょうもん市場、関平鉱泉販売所、溝辺物産館よこでーろ、農産物直売所(よいやんせ)、牧園特産品販売所、福山ふくふくふれあい館
(10)産業系施設	溝辺お茶加工研修館、隼人松永農産物加工施設、霧島農畜産物処理加工施設、溝辺営農研修センター、国分営農研修センター、牧園農村活性化センター、横川農業交流センター、霧島多目的集会施設、福山農村女性の家、各地区家畜審査場 など
(11)保健・福祉施設	すこやか保健センター、横川保健センター、溝辺保健福祉センター(兼溝辺総合支所) 国分保健センター、霧島保健福祉センター(兼霧島公民館)、国分総合福祉センター、隼人総合福祉センター
(12)幼児・児童施設	児童クラブ、こどもセンター、こども発達サポートセンター、こども館



## 霧島市公共施設管理計画 第2期実施計画前期

---

令和7年3月

発行・編集：霧島市総務部財産管理課

〒899-4394

鹿児島県霧島市国分中央三丁目45番1号

TEL 0995-64-0850

FAX 0995-47-2522

HP <http://www.city-kirishima.jp>

E-mail [kanzai@city-kirishima.jp](mailto:kanzai@city-kirishima.jp)

---



鹿児島県 霧島市